

**令和 3 年度  
全国健康保険協会  
事業計画及び予算  
【船員保険事業関係】**

**対象期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日**

## I. 令和3年度の船員保険運営の基本方針

協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。

船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえつつ、保有するデータを活用して、効果的・効率的に事業運営を行い、その結果についてK P I（重要業績評価指標）による検証等を実施する。

事業運営に当たっては、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。

Ⅱ. に掲げる主な重点施策の実施方針は、以下のとおりとする。

- (1) ICT を効果的に活用して、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた柔軟な対応、船舶所有者及び加入者の利便性の向上、効率的な事業実施を図る。
- (2) 基盤的保険者機能については、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施する。
- (3) 戦略的保険者機能については、第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図るための取組の支援を行うこと、利用者にとってわかりやすく、時宜を得た広報・情報提供を積極的かつ計画的に行うこと、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。
- (4) 組織体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図り、組織基盤を強化していく。

また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営を強化していく。

## II. 主な重点施策

### (1) 基盤的保険者機能

#### ① 正確かつ迅速な業務の実施

- ・ サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。
- ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。（情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内）
- ・ 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。

#### ② 適正な保険給付の確保

- ・ 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
- ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。
  - KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 10 日以上の施術の申請の割合について、2.1%以下とする

#### ③ 効果的なレセプト点検の推進

- ・ レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。
  - KPI：被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を 140 円以上とする

(※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検に

より査定（減額）した額－レセプト内容点検の外部委託に要した額）÷被保険者数

#### ④ 返納金債権の発生防止の取組の強化

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。
- ・ 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を的確に行う。

- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする
- ② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか低い値以下とする
- ③ 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率（調査対象者ベース）について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

#### ⑤ 債権回収業務の推進

- ・ 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する。

- KPI : ① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする
- ② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

## ⑥ 制度の利用促進

- ・ 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。
- ・ 限度額適用認定証の更なる利用促進を図るため、オンライン資格確認に未対応の医療機関へ働きかけを行うとともに、高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等の取組を行う。
- ・ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。
- ・ 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。
  - KPI : ① 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合（件数ベース）を85%以上とする
  - ② 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする
  - ③ 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする

## ⑦ 福祉事業の効果的な実施

- ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所として、その役割を果たしていくため、当事業の質の向上を図る取組を実施する。
- ・ 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生向上を図るため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、宿泊補助のインターネット申請の拡充等、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。

## ⑧ サービス向上のための取組

- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、いただいたご意見等を踏まえ、更なるサービス向上を図る。
  - KPI : お客様満足度（点数ベース）について、前年度と前々年度のいずれか高い値以上とする

## ⑨ 健全な財政運営の確保

- ・ 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。
- ・ 令和4年度以降、被保険者保険料負担軽減措置による控除率の引き下げにより、疾病保険料率における被保険者負担が増加することについて、被保険者及び船舶所有者に周知を行う。

## (2) 戦略的保険者機能

### ① 特定健康診査等の推進

- ・ 健診受診率の向上のため、健診受診の必要性等に関する広報や未受診者の状況に応じた受診勧奨を行うとともに、健診実施機関を拡充する。
- ・ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。
- ・ 国土交通省と連携し、生活習慣病予防健診を受診しなかった被保険者について、船員手帳健康証明書データの収集強化を図るとともに、電子的な方法で収集できる仕組みの構築に向けた検討を行う。
- ・ 被扶養者の健診受診率の向上を図るため、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する。
  - KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を46%以上とする
  - ② 船員手帳健康証明書データ取得率を31%以上とする
  - ③ 被扶養者の特定健診受診率を29%以上とする

### ② 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 保健指導実施率の向上を図るため、健診実施機関に対し、健診、保健指導

を一貫して行うことができる初回面談の分割実施を働きかける等の取組を行う。

- ・ 加入者に対し、健診結果に応じた特定保健指導の利用勧奨を実施する。
- ・ ICTを活用した特定保健指導の利用を促進する。

- KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を 25%以上とする  
② 被扶養者の特定保健指導実施率を 18%以上とする

### ③ 加入者に対する支援

- ・ 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。
- ・ 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。
- ・ 加入者の健康に対する意識の向上を図るため、ヘルスツーリズムを試行的に実施する。

- KPI : オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を 100 人以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)

### ④ 船舶所有者等に対する支援

- ・ 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。
- ・ 「プロジェクト“S”」（船員保険コラボヘルス）により、船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援する。
- ・ 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、専門の講師による特別講義を開催する船員養成校等の拡大、開催が困難な学校に対する特別講義資料の配布などの取組を行う。

- KPI : 「プロジェクト“S”」参加船舶所有者数を 60 社以上とする

### ⑤ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。

- ・ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについて、年2回の通知を継続する。

■ KPI : ジェネリック医薬品使用割合<sup>(※)</sup>を83%以上とする

※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

## ⑥ 情報提供・広報の充実

- ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- ・ 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。
- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・ ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。
- ・ 加入者の利便性を高めるため、SNS等の利用について検討する。
- ・ 船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。
- ・ 事務担当者等を対象とした船員保険の事務説明会をオンライン等により開催する。

■ KPI : ① メールマガジンの配信数を1,000人以上とする

② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする

## ⑦ 調査・研究の推進

- ・ 加入者のニーズ把握、事業の効果検証など、データ収集、活用について外部の知見を取り入れながら研究を進める。
- ・ 各部署に分散しているデータ（船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等）を一元的に管理できるデータベースの構築を進める。

### **(3) 組織・運営体制の強化**

#### **① 人事評価制度の適正な運用**

- ・ 評価者研修などを通じて個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、評価者を始めとする職員の人事評価制度に対する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇へ反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

#### **② OJTを中心とした人材育成**

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、検討を進める。

#### **③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等**

- ・ 調達における競争性を高めるため、参加が予想される業者に対する広範な周知、十分な公告期間や履行期間を設定する等により、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。

#### **④ コンプライアンスの徹底**

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。
- ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的として、職員に自己点検・アンケートを実施する。

#### **⑤ リスク管理**

- ・ 最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるよう各種マニュアルや計画等の見直しに向けた検討を行う。
- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報への取扱いを始めとする情報セキュリティやリスクマネジメント等の研修を

行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。

**⑥ 内部統制の強化に向けた取組**

- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。

**⑦ システム関連の取組**

- ・ 手続きの簡素化、事務処理の迅速化等の加入者サービスの向上を目的とした、船員保険システムの刷新を行うための準備を進める。

**⑧ ペーパーレス化の推進**

- ・ ペーパーレス化の推進のための取組を進める。

## KPI 一覧表

### (1) 基盤的保険者機能

具体的施策	KPI	現状
② 適正な保険給付の確保	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月10日以上の施術の申請の割合について、2.1%以下とする	令和元年度末：2.3%
③ 効果的なレセプト点検の推進	被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を140円以上とする (※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定(減額)した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数	令和元年度末：102円
④ 返納金債権の発生防止の取組の強化	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする ② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか低い値以下とする ③ 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率(調査対象者ベース)について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①平成29年度末：84.6% 平成30年度末：89.0% 令和元年度末：89.1% 上記3年度の平均値：87.6% ②平成29年度末：0.087% 平成30年度末：0.071% 令和元年度末：0.084% 上記3年度の平均値：0.081% ③平成29年度末：94.8% 平成30年度末：95.5% 令和元年度末：94.6% 上記3年度の平均値：95.0%
⑤ 債権回収業務の推進	① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①平成29年度末：83.0% 平成30年度末：80.2% 令和元年度末：87.3% 上記3年度の平均値：83.5%

具体的施策	KPI	現状
	② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	②平成29年度末：10.1% 平成30年度末：24.2% 令和元年度末：9.2% 上記3年度の平均値：14.5%
⑥ 制度の利用促進	① 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合（件数ベース）を85%以上とする ② 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする ③ 職務上の上乘せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①令和元年度末：80.3% ②平成29年度末：70.1% 平成30年度末：70.2% 令和元年度末：68.4% 上記3年度の平均値：69.6% ③平成29年度末：71.1% 平成30年度末：70.6% 令和元年度末：77.1% 上記3年度の平均値：72.9%
⑧ サービス向上のための取組	お客様満足度（点数ベース）について、前年度と前々年度のいずれか高い値以上とする	令和元年度末：4.10

## （2）戦略的保険者機能

具体的施策	KPI	現状
① 特定健康診査等の推進	① 生活習慣病予防健診受診率を46%以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を31%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を29%以上とする	①令和元年度末：43.4% ②令和元年度末：25.5% ③令和元年度末：25.1%
② 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を25%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を	①令和元年度末：8.3% ②令和元年度末：17.7%

具体的施策	KPI	現状
	18%以上とする	
③ 加入者に対する支援	オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を100人以上とする（ただし、当該年度中にプログラムが終了した者）	令和元年度末：8人
④ 船舶所有者等に対する支援	「プロジェクト”S”」参加船舶所有者数を60社以上とする	－
⑤ ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（※）を83%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	令和元年度末：81.0%
⑥ 情報提供・広報の充実	① メールマガジンの配信数を1,000人以上とする ② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①令和元年度末：757人 ②平成29年度末：951,388件 平成30年度末：941,578件 令和元年度末：914,700件 上記3年度の平均値：935,889件

### Ⅲ. 予算

#### 予算総則

令和 3 事業年度における全国健康保険協会の予算総則は次のとおりとする。

#### (1) 収入支出予算

全国健康保険協会の令和 3 事業年度の収入及び支出は「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

#### (2) 債務負担行為

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第 8 条の規定により債務を負担する行為をすることができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額 (百万円)	年 限	理 由
システム経費	17	令和 3 年度以降 2 か年度以内	複数年度にわたる契約を締結 する必要があるため
賃貸借経費	152	令和 3 年度以降 4 か年度以内	複数年度にわたる賃貸借契約 を締結する必要があるため
業務委託経費	83	令和 3 年度以降 4 か年度以内	複数年度にわたる業務委託契 約を締結する必要があるため

#### (3) 流用等の制限

流用等の際の厚生労働大臣の承認の対象となる経費として省令第 9 条第 2 項の規定に基づき指定する経費は、業務経費及び一般管理費とする。

なお、健康保険勘定と船員保険勘定間における流用は行うことができないものとする。

#### (4) 繰越制限

翌事業年度への繰越の際の厚生労働大臣の承認の対象となる経費として省令第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づき指定する経費は、人件費及び福利厚生費とする。

※ 上記の内容については、令和 3 事業年度における全国健康保険協会の予算総則に含め、厚生労働大臣の認可を受けることとなる。

収入支出予算（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

【船員保険勘定】

（単位：百万円）

区 別	予算額
収入	
保険料等交付金	35,978
疾病任意継続被保険者保険料	1,057
国庫補助金	2,790
国庫負担金	163
職務上年金給付費等交付金	5,316
貸付返済金収入	0
運用収入	0
寄付金	—
雑収入	106
累積収支からの戻入	1,571
計	46,982
支出	
保険給付費	26,405
拠出金等	10,361
前期高齢者納付金	2,985
後期高齢者支援金	7,376
退職者給付拠出金	0
病床転換支援金	0
介護納付金	3,207
業務経費	3,006
保険給付等業務経費	148
レセプト業務経費	23
保健事業経費	1,095
福祉事業経費	1,686
その他業務経費	54
一般管理費	1,652
人件費	455
福利厚生費	1
一般事務経費	1,196
貸付金	0
雑支出	47
予備費	140
累積収支への繰入	2,163
翌年度繰越	—
計	46,982

（注1）予備費は保険給付費等の0.5%を計上。

（注2）計数は四捨五入のため、一部、一致しない